

# 転居

## 玉名市内で引越しされる方へ

月 日 受付

新住所に住み始めた日から14日以内に本庁1階 市民課 または  
岱明・横島・天水支所市民生活課に転居届を提出してください。

《届出に必要なもの》

■次のものをお持ちの方：「マイナンバーカード」

■外国人の方：「在留カード」または「特別永住者証明書」

本人確認書類(有効期限内のもの)を  
忘れずにお持ちください！

- ・運転免許証 ・マイナンバーカード
- ・パスポート ・障害者手帳
- ・在留カード ・特別永住者証明書
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

【上記をお持ちでない場合】

- 次の中からお持ちください。
- ・健康保険証または資格確認書
  - ・年金手帳または基礎年金番号通知書
  - ・年金証書 ・介護保険被保険者証
  - ・顔写真付きの社員証、学生証など

- ・代理人の方が手続きする場合は、委任状が必要です。
- ・各用紙に記入する氏名が自署でない場合等、印鑑が必要になることがあります。
- ・世帯状況等によっては、その他の手続きが必要になる場合があります。

	<input checked="" type="checkbox"/> 下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	担当課
住所・戸籍	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	◎カードに新住所を記載します。	・マイナンバーカード ・暗証番号	本庁1階 市民課 TEL (0968)75-1116  または 各支所市民生活課
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証を持っている	◎印鑑登録証(カード)はそのまま利用できます。		
保険・年金	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している(社会保険等に加入していない)	◎住所変更 ・保険証または資格確認書の住所を変更します。 ・前年度の収入(所得)により、保険税が計算されます。転居により世帯状況が変更になった場合は、保険税が変わる場合があります。	・転居される方全員分の国民健康保険被保険者証または資格確認書(前住所地の世帯主が変更になる場合は、その世帯の全員の国民健康保険証または資格確認書) ・国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証または資格確認書(70歳から74歳までの方)	本庁1階 保険年金課 TEL (0968)75-1117  または 各支所市民生活課
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険に加入している	◎住所変更 ・75歳以上(障害認定者は65歳以上)の方が対象です。 ・資格確認書は、後日送付します ・75歳以上(障害認定者は65歳以上)の方が対象です。	・後期高齢者医療被保険者証または資格確認書	
	<input type="checkbox"/> 国民年金を受給している	◎玉名年金事務所または共済組合に、手続きの有無を確認してください。		
介護	<input type="checkbox"/> 介護保険証 負担割合証 を持っている 限度額認定証	◎住所変更 ・被保険者証の住所変更をします。 ・負担割合証の住所変更をします。 ・限度額認定証の住所変更をします。	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・負担限度額認定証	本庁1階 高齢介護課 TEL (0968)75-1339 または 各支所市民生活課
障がい	<input type="checkbox"/> 障害者手帳・自立支援医療受給者証等を持っている	◎住所変更	・障害者手帳・自立支援医療受給者証等	
	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証を持っている	◎住所変更	・障害福祉サービス受給者証	
	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費等受給資格者証を持っている	◎住所変更	・重度心身障害者医療費受給資格者証	本庁1階 総合福祉課 TEL (0968)75-1121 または 各支所市民生活課
	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当を受給している	◎住所変更	総合福祉課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	
	<input type="checkbox"/> 障害児福祉手当/特別障害者手当/経過的福祉手当を受給している	◎住所変更	総合福祉課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	

	<input checked="" type="checkbox"/> 下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	担当課
児童手当など	<input type="checkbox"/> 児童手当を受給している	◎受給者と子どもが別居する場合や、受給者を変更する場合は、手続きが必要です。	お問合せください。	本庁1階 子育て支援課 TEL(0968)75-1120  または 各支所市民生活課
	<input type="checkbox"/> 18歳年度末までの子ども	◎子ども医療費助成の住所変更手続き	・子ども医療費受給者証	
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の資格を持っている	◎児童扶養手当の住所変更の手続き	子育て支援課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成の資格を持っている	◎ひとり親家庭等医療費等助成の住所変更等の手続き	・ひとり親家庭等医療費等受給者証 お問合せください。	
子育て	<input type="checkbox"/> ・現在、在園している保育園・認定こども園に、翌月以降も在園したい	◎子育て支援課にご相談ください。	子育て支援課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	保健予防課(玉名市 保健センター) TEL(0968)72-4188
	<input type="checkbox"/> 幼児教育・保育無償化の対象となるために「施設等利用給付認定」(保育の必要性の認定)を受けている	◎施設等利用給付認定変更届の提出	子育て支援課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	
	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳を持っている	・他市町村発行の母子健康手帳は、そのまま使用できます。住所はご自身で訂正してください。		
	<input type="checkbox"/> 定期予防接種(無料)を受ける	◎手続きは必要ありません。		
小中学校	<input type="checkbox"/> 玉名市立の小中学校・中学校に転校する	学校区が変更になる	◎新住所の校区の学校に転校する場合、学校指定通知書を発行します。 ・転居後も、特別な事情により現在通っている学校に通学を希望する場合は、別途申請が必要です。	本庁2階 教育総務課 TEL(0968)75-1133
その他	<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)／小児慢性特定疾病医療費の受給者証を持っている	有明保健所へお問い合わせください。	有明保健所へお問い合わせください。	有明保健所 TEL(0968)72-2184
	<input type="checkbox"/> 犬を飼っている	手続きは必要ありません。		本庁2階 環境整備課 TEL(0968)75-1118 または 各支所市民生活課
	<input type="checkbox"/> 引越に伴い、水道を使用しなくなる	◎水道使用中止の届出 ・インターネット(市のホームページ)及び玉名市公式LINEからも手続きできます。 ・転居先が玉名市内で再度水道を使用される場合は新たに使用開始の手続きが必要です。		本庁2階 上下水道総務課 TEL(0968)75-1140 または 水道お客様センター TEL(0968)72-2105
	<input type="checkbox"/> 下水道／農業集落排水／公共浄化槽(天水地区)を使用している	◎公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)届/農業集落排水処理施設使用休止(廃止)届/浄化槽使用(開始・休止・廃止・再開)届の提出 ・玉名市公式LINEからも手続きできます。 ・転居先が玉名市内で再度下水道、農業集落排水または公共浄化槽(天水地区)を使用される場合は新たに使用開始の手続きが必要です。 ・上水道と同時使用であれば下水道の手続きの必要はありません。		
	<input type="checkbox"/> 個人設置型浄化槽を使用している	◎浄化槽使用休止届の届出 ・転居先が玉名市内で浄化槽を使用する場合は、浄化槽設置届出事項変更届出書の提出が必要です。		本庁2階 上下水道工務課 TEL(0968)75-1144

※各支所の連絡先は下記のとおりです。

岱明支所 市民生活課 TEL(0968)57-1111  
 横島支所 市民生活課 TEL(0968)84-3111  
 天水支所 市民生活課 TEL(0968)82-3111